

発行 株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル 6F
https://www.label-bank.co.jp/
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞 第212号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
We make food labeling accessible for everyone.



食薬区分の例示の一部改正と原材料確認について

2026年8月5日、厚生労働省医薬局より「[食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示](#)」の一部改正の通知が公表されました。主な改正内容とともに、通知の基本的な情報についてもこの機会に整理してみたいと思います。

「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」は、個別の原材料が医薬品に該当するかを判断するために例示としてまとめられたリストです（人が経口的に服用する物が医薬品に該当するかどうかは「[無承認無許可医薬品の指導取締りについて](#)」により判断されます）。そしてリストには、「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」（以下「専ら医リスト」）と「医薬品の効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」（以下「非医リスト」）の2種類があります。

今回（2026年8月）改正があったのは、主に次の3点です。

①専ら医リストの植物由来物等の表に学名欄を追加（その他名称欄等の整備）

②専ら医リストの動物由来等の表のうちセンソの他名と部位、レイヨウカクの他名

③非医リストの植物由来等の表のうちイザヨイバラの部位、クラミドモナス・ラインハルチーの学名と他名、ショクヨウホオズキの備考、バラ属の部位と備考

専ら医リストは、「医薬品と判断される原材料はないか」を確認する際に参照します。例えばリストの最初の行より、アオワニの学名（*Aloe ferox* Mill.）、他名（アロエ/ケーブアロエ）、部位等（葉の液汁）、備考（根・葉肉は「非医」、キダチアロエの葉は「非医」）の規定が確認できます。そして非医リストは、「医薬品と判断されない原材料であるか」を確認する際に参照します。例えばアオワニの欄では、「部位等（根・葉肉）、備考（葉の液汁（アロエ）は「医」）」の規定が確認できます。

ここでリストを確認しようとWEB上で検索する際には、改正前の過去のリストを参照しないよう注意が必要となります。過去の主な改正としては、2020年に「[無承認無許可医薬品の指導取締りについて](#)」の別添から「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」に独立する制度改正があったこと、そして2021年から2023年にかけて数回の一部改正（新規成分の追加、一部成分の非医から専ら医への移行等）があったことに注意するとよいと思います。

以上のように、専ら医リストは「医薬品原材料の例示」、非医リストは「非医薬品（食品）原材料の例示」として考えておくと、使用する原材料の確認時に参考になると思います。なお海外にもこれに近いリストもあり、例えば台湾には、「[可同時提供食品使用之中藥材](#)」（食品に使用できる漢方薬のリスト）と「[可供食品使用原料彙整一覽表](#)」（食品への使用が認められている原材料リスト）があります。そして中国では「[按照传统既是食品又是中药材的物质（2025年版）](#)」（食品と漢方薬の両方で使用される原材料リスト）を、また韓国では「[食品原材料リスト](#)」をそれぞれ確認することができます。

これらは日本の制度とは異なるものではありませんが、医薬品（または認可が必要な「新規食品」）に該当する原材料は何か、食品として使用できる原材料は何かを確認するうえでは参考になると思います。特に健康食品に使用される原材料を含む製品においては、添加物などの原材料の確認業務と合わせて、同様の制度について確認をされるとよいと思います。

（川合）



食品表示調査サービス
原材料及び添加物の適合性検証
容器包装への表示案の適合性検証

この記事はウェブで
お読みいただけます。

下記のQRコードをスキャン
してアクセスください。



ミニコラム

ラベルレスペットボトルの
リサイクルマーク表示に関する改正について

2026年7月30日、「ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令」が公布・施行されました。本改正は、ラベルレスペットボトルの対象拡大を目的としており、PETマークを省略できる要件（刻印を除く）が追加されました。本改正に至った背景と、改正内容についてまとめます。

背景(1)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で再商品化義務が定められている特定容器包装のうち、一部の容器包装にはリサイクルが円滑に行われるよう、消費者が容易に分別排出（リサイクル行動）できるようにすることを目的として、定められたマークにより識別表示を施すことが義務化されています。飲料、酒類、特定調味料用のPET（ポリエチレンテレフタレート）製容器（150ml未満を除く）（以下「ペットボトル」）についても、1993年からPETマークの表示が義務付けられており、以下①、②の両方の方法で表示する必要があるとされています。これは、①は自治体・処理事業者向け、②は消費者向けと表示目的が異なるためです。

- ①容器の底部又は側部への1箇所以上の刻印
- ②容器の側部への1箇所以上の印刷、又はラベルを貼ることによる表示

背景(2)

今般、資源循環の加速という社会的要請が高まっている中で、一層の効果的なリデュース等を推進するため、ペットボトルについてはラベルレス化の拡大が図られています。ラベルレス化の促進のため、食品表示法では、表示項目が少ない特定の商品（主に「水」等）において、表示項目をペットボトルの「ふた」にすべて表記することを可能としました＊。こうした他法令の状況に加えて、最近のアンケート結果①のみで消費者がこれまでと同様のリサイクル行動がとれる

との結果)、業界要望も踏まえて、今回の改正に至りました。

＊消費者庁から、ラベルレス商品にあっては文字サイズを従来より小さくすることが可能との見解が出されたことにより、ふたにすべて表記することができるようになりました。

今回の改正内容

2020年4月から、「箱売り」の場合に限り、外箱にPETマークを表示することで、個々のペットボトルへの②の表示の省略（ラベルレス）が認められました。



（出典：経済産業省「令和2年4月1日から『資源有効利用促進法』の省令一部改正に伴い『識別表示』のルールが変わります。」（変更点2））

今回の改正ではさらに、バラ売りのペットボトルについても、ボトル側面に他法令上の表示を付さない場合に限り、②の表示の省略が認められることになりました。

今後について

今回の改正の対象となるペットボトルは、バーコード（JANコード）による販売管理が不要（ラベル貼付が不要）な自動販売機で販売されるものが主になると想定されます。今後も、特にプラスチック製品については、資源循環促進のための施策が行われる可能性が高いと考えられますので、関連法規の改正動向に注視されることをおすすめします。

（大柴）

執筆書籍 好評発売中！

基礎からわかる

輸出時の食品表示の実務ガイドブック



編著者名：ノウタス株式会社 高橋明久、エム・アール・アイ・リサーチアソシエーツ株式会社 長田侑子、株式会社ラベルバンク 川合裕之
出版社：第一法規株式会社
発刊日：2026年3月6日
価格：4,070円（本体：3,700円）

第3部（米国、EU）解説等追記のお知らせ

<https://www.label-bank.co.jp/column/book.html>

この記事はウェブで
お読みいただけます。

右のQRコードをスキャン
してアクセスください。



今月のお気に入り言葉

毒薬変じて薬となる

ことわざ



Label bank

発行 株式会社ラベルバンク
〒532-0011
大阪市淀川区中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F

毎月1日発行
WEBサイト：
<https://www.label-bank.co.jp/>
お問い合わせ：
customer@label-bank.co.jp
Tel. 03-6260-9540